○安中市移住支援金支給要綱

令和元年6月1日 安中市告示第9号 改正 令和2年3月5日告示第17号 令和3年3月31日告示第59号 令和3年6月1日告示第78号 令和4年3月31日告示第48号 令和5年3月31日告示第66号

(趣旨)

第1条 この告示は、首都圏から本市へ移住する者に移住支援金を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 首都圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域を一体とした区域をいう。
 - (2) 特別区 東京都の特別区をいう。
 - (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に規定する振興山村、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島を含む市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)をいう。

(令 4 告示48·一部改正)

(支給要件及び移住支援金の額)

第3条 市長は、次の各号に定める要件をいずれも満たす者に対し、予算の範囲内において、 2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を 支給する。この場合において、申請者又は申請者の配偶者の18歳未満の子を帯同して移 住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を最大3人分まで加算する。ただし、転 入日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までについては、転入日時点に発効して いた要綱に定めるところによる。

- (1) 移住等に関する要件 2人以上の世帯の場合にあってはアからエまで、単身の場合 にあってはア、イ及びエのいずれにも該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次の(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市が備える住民基本台帳に記録された日以前10年以内の期間において、通算して5年以上、特別区に居住していた又は首都圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ特別区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと。ただし、首都圏の条件不利地域以外の地域に在住し、特別区内の大学等(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関)へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者については、通勤をしていた期間に当該通学していた期間を加えることができる。
 - (イ) 住民基本台帳法の規定により本市が備える住民基本台帳に記録された日以前に、連続して1年以上、特別区に居住していた又は首都圏の条件不利地域以外の地域に居住し、かつ特別区内への通勤をしていたこと(ただし、特別区内への通勤の要件については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)。
 - イ 移住先に関する要件 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。
 - (ア) 平成31年4月26日以後(ア(ア)ただし書及び第2号イから工までの要件を適用する場合にあっては、令和3年4月1日以後、18歳未満の世帯員の加算をする場合にあっては令和4年4月1日以後)に本市に転入したこと。
 - (イ) 移住支援金の本申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
 - ウ 世帯に関する要件(2人以上の世帯向けの移住支援金を申請する場合に限る。) 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。
 - (ア) 移住支援金の支給を申請する者(以下「申請者」という。)を含む2人以上の 世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の本申請時において、同一世帯に 属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員が本申請時において転入日の翌日から起算して3箇月以上1年以内であること。

- エ その他の要件 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 申請者(2人以上の世帯の場合は、申請者が属する世帯の子を含む。)が安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - (イ) 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者の在留資格を有する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者であること。
 - (ウ) その他群馬県知事及び市長が移住支援金の支給の対象として不適当と認めた 者でないこと。
- (2) 地域の担い手としての役割に関する要件 次のアからオまでのいずれかに該当すること。
 - ア 就職に関する要件(一般の場合) 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 勤務地が首都圏以外の地域又は首都圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している法人であること。
 - (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の期間の定めのない労働契約に基づいて対象求人を行った法人 に就業し、移住支援金の支給の本申請時において当該法人に連続して3箇月以上在 職していること。
 - (オ) 対象求人に応募した日が、当該対象求人がマッチングサイトに掲載された日以 降であること。
 - (カ) (イ) に規定する法人に、移住支援金の支給の本申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 就職に関する要件(専門人材の場合) 次の(ア)から(カ)までのいずれにも該当すること。

- (ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。
- (イ) 勤務地が首都圏以外の地域又は首都圏内の条件不利地域に所在する法人であること。
- (ウ) 週20時間以上の期間の定めのない労働契約に基づいて対象求人を行った法人に就業し、移住支援金の支給の本申請日において当該法人に連続して3箇月以上在職していること。
- (エ) (イ) に規定する法人に、移住支援金の支給の本申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが 前提でないこと。
- ウ テレワークに関する要件 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。
 - (ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移 住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - (イ) 国が別途実施するデジタル田園都市国家構想交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。
- エ 関係人口に関する要件 安中市内に住宅を取得し転入した者で、次の(ア)から(ウ) までのいずれかに該当すること。
 - (ア) 安中市へ転入した日の属する年の前年までの3年間のうち、本市へふるさと納税を複数年行っている者であること。
 - (イ) 安中市へ転入した日の属する年度の前年度までに、梅園オーナー制度を複数回 利用した者であること。
 - (ウ) 安中市へ転入した日の属する年度の前年度までに、安中市お試し移住事業実施 要綱(令和元年安中市告示第41号)に規定するお試し移住事業を複数年度にわた り複数回利用した者であること。
- オ 起業に関する要件 デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ(移住・起業・就業型))を活用して群馬県が実施する起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付の決定を移住支援金の本申請日前1年以内に受けていること。

(令2告示17・令3告示59・令4告示48・令5告示66・一部改正)

(仮申請)

- 第4条 申請者は、前条第2号ア又はイを満たすことになる場合は移住先の対象法人等での 採用決定後、ウ又は工を満たすことになる場合は転入後、オを満たすことになる場合は起 業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後に、次に掲げる書類を市長に提出する ことにより、仮申請をしなければならない。
 - (1) 写真付きの身分証明書の写し
 - (2) 移住支援金支給申請書(仮申請用) (様式第1号)
 - (3) 移住元の住民票の除票の写し(2人以上の世帯向けの移住支援金を申請する場合に あっては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認することができる 書類)
 - (4) 特別区内で勤務していたことが分かる企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、 在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類)(前条 第1号ア(イ)の規定に該当する被用者又は雇用者に限る。)
 - (5) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認することができる書類)(前条第1号ア(イ)の規定に該当する法人経営者又は個人事業主に限る。)
 - (6) 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認することができる書類) (前 号の法人経営者又は個人事業主に限る。)
 - (7) 通学していた特別区内の大学等の卒業証明書等(在学期間を確認できる書類)(前条第1号ア(イ)後段に該当する者に限る。)
 - (8) 移住先の就業先の就業証明書(仮申請用:一般の場合)(様式第2号)(申請者が 前条第2号アの要件を満たす場合に限る。)
 - (9) 移住先の就業先の就業証明書(仮申請用:専門人材の場合)(様式第2号の2)(前条第2号イの要件を満たす場合に限る。)
 - (10) 移住先の就業先の就業証明書(仮申請用:テレワーク) (様式第2号の3) (就業の継続及び移住が自己の意思であることを確認できる書類)(前条第2号ウの要件を満たす場合に限る。)
 - (11) 移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書(様式第2号の4) (前条第2号エの 要件を満たす場合に限る。)
 - (12) 起業支援金の交付に係る決定通知書(申請者が前条第2号オの要件を満たす場合に限る。)

- (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する書類の提出を受けた後、内容を速やかに審査し、移住支援金の 支給の要件の具備の有無について、移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果 通知(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(令3告示59・令5告示66・一部改正)

(本申請)

- 第5条 前条第1項の仮申請を行った者は、転入した日(申請者が第3条第2号に定める要件を満たす就業をした者である場合は、転入した日又は就業した日のいずれか遅い日)の翌日から起算して3箇月以上経過し、かつ、転入した日の翌日から起算して1年を超える期間が経過していない期間内に次に掲げる書類を市長に提出することにより、本申請をしなければならない。
 - (1) 写真付きの身分証明書の写し
 - (2) 移住支援金支給申請書兼請求書(本申請用) (様式第4号)
 - (3) 移住支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振 込みが可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人 名)を確認することができるものに限る。)
 - (4) 移住先の就業先の就業証明書(本申請用)(様式第5号)(第3条第2号ア又はイの要件を満たす場合に限る。)
 - (5) 移住先の就業先の就業証明書(本申請用)(様式第5号の2)(第3条第2号ウの 要件を満たす場合に限る。)

(令3告示59・令5告示66・一部改正)

(支給決定及び支給方法)

第6条 市長は、前条の本申請の内容が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、移住支援金支給決定通知書(様式第6号)を交付し、速やかに、移住支援金の全額を 一括で申請者に支給するものとする。

(移住支援金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により移住支援金の支給を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、支給決定者が当該各号に掲げる要件に該当することにつき、当該支給決定者が雇用されている企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認める場合は、

この限りではない。

- (1) 全額の返還 次のアからエのいずれかに該当する場合
 - ア 移住支援金の申請の内容が虚偽である場合
 - イ 移住支援金の本申請日から3年が経過する前に本市から転出した場合
 - ウ 移住支援金の本申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職(第3条第2号 ア又はイの要件を満たす職に限る。)を辞した場合
 - エ 起業支援事業に係る起業支援金の交付の決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還 移住支援金の本申請日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合

(令3告示59・一部改正)

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、支給決定者に対し、移住支援金の支給に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該支給決定者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、移住支援金の支給に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月5日告示第17号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第59号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月1日告示第78号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第48号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第66号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。